

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 14 級に該当するとして、障害等級不該当として不支給決定とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、窓口業務の従事中、客を呼び止めようとして事務室からロビーへの通路を通った時に窓口カウンターのコンクリート状の壁に激しく膝を打ち負傷した。その後、市販の湿布をしたが痛みがとれないため、平成〇年〇月〇日医療機関に受診したところ「左膝蓋骨損傷」、転医後の医療機関においては「左膝蓋前滑液包炎」と診断され、加療の結果、翌年〇月〇日治癒した。

請求人は、治癒後、障害が残存したとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）不該当として不支給決定の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、本件審査請求の理由として、左膝の痛みが後遺症として残存し、正座できないなどの日常生活に支障がある。障害等級不該当として不支給決定とした原処分の取消しを求めるとしている。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 機能障害について、左膝関節の測定値では健側と比してもほぼ同程度の可動域があり、A 医師意見からも可動域制限は認められないため、障害等級に該当しない。
- (2) 神経症状について、A 医師はMR I 画像による所見がないとし、また、運動時痛等の自訴に係る残存障害の理由は皮下の末梢神経損傷のためであると考えてよいかとの照会に対し「原因を特定することは困難と思われる」との回答であり、医学的理由が得られず、請求人本人の申し立てのみであったため、障害等級に該当しないものと判断した。
- (3) 以上から本件は、障害補償給付の請求に対し障害等級不該当として不支給決定したものである。

### 4 審査官の判断

#### (1) 請求人に残存する障害

ア 左膝部の機能障害については、主要運動である屈曲及び伸展について、患側（左）140 度、健側（右）150 度であり、請求人の左膝関節可動域は、健側の 3 / 4 以下に制限されていないことが認められることから、障害等級には該当しない。

イ 左膝部の神経症状については、A 医師は、原因を特定することは困難であると述べているが、B 医師は、MR I 画像より、内側半月板中節部に断裂を疑わせる所見が認められ、運動痛の原因は半月板損傷が原因と考える」、「本件以外の受傷歴がないので、関連性を否

定する要素はない。」と述べているため、B医師の意見を医学上妥当な見解であると判断した。

また、請求人に残存した神経症状の程度は、通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すものと認められる。

## (2) 結論

請求人に残存する障害の程度は、左膝部の神経症状として、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」が認められ、障害等級第14級に認定するのが妥当であり、監督署長が請求人に対してした障害等級不該当として不支給決定とした処分は妥当でなく、取り消されなければならない。